

議案参考資料

[令和7年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

建築指導課 建築審査係

議案名

議案第88号 桐生市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

建築基準法施行令(以下「政令」という。)の一部改正に伴い、条文中の文言整理を行うものです。

概要

政令の改正により生じた引用規定の項ずれを修正します。

※本改正は、政令改正に伴う項ずれの修正であり、条例の内容に変更はありません。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

国は、2050年までにカーボンニュートラル及び脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの吸収効果や貯蔵効果を有する木材の建築物での利用を促進するため、建築規制の見直しを順次行っているところです。この度、防火関係規制等を見直しを行うため、政令の一部が改正され、令和7年11月1日から施行されました。